

衆議院 第十回国会 厚生委員会 議録 第二十五号

昭和二十六年五月十九日(土曜日)  
午後二時三十二分開議

出席委員

- 委員長 松永 佛骨君
- 理事 青柳 一郎君 理事 丸山 直友君
- 理事 四郎君 理事 金子與重郎君
- 理事 福田 昌子君
- 高橋 等君 中川 俊思君
- 堀川 恭平君 松井 豊吉君
- 清藤 唯七君 岡 良一君
- 堤 ッルヨ君 砂間 一良君
- 松谷天光君

出席政府委員

- 厚生政務次官 平澤 長吉君
- 厚生事務官 久下 勝次君
- (医務局長) 慶松 一郎君
- (厚生事務官) 木村忠二郎君
- (社会局長) 高田 正巳君
- (厚生事務官) 山口 正義君
- (児童局長) 金子 光君
- (厚生技官) 川井 章知君
- (衛生局長) 引地亮太郎君
- (衛生技官) 山本 正世君

委員外の出席者

- 厚生技官(医務局長) 金子 光君
- 同(看護課長) 川井 章知君
- 専門員 引地亮太郎君
- 専門員 山本 正世君

五月十九日  
委員江崎一治君辞任につき、その補欠として砂間一良君が議長の名で委員に選任された。

五月十八日  
医師法、歯科医師法及び薬事法の一

第一類第八号

厚生委員会議録第二十五号 昭和二十六年五月十九日

部を改正する法律案反対に関する請願(中川俊思君紹介)(第一九七八号)  
同(本間俊一君紹介)(第一九七九号)  
同(岡村利右衛門君紹介)(第一九八三三三号)  
同(淺沼稻次郎君紹介)(第一九八八号)  
同(加藤鑛造君紹介)(第一九八九号)  
同(福田昌子君紹介)(第一九九〇号)  
同(平島良一君紹介)(第一九九九号)  
同(小西寅松君紹介)(第二〇〇〇号)  
同(佐々木盛雄君紹介)(第二〇〇七号)  
同(早稻田柳右エ門君紹介)(第二〇〇八号)  
同(平川篤雄君紹介)(第二〇一八号)  
同(山本利壽君紹介)(第二〇一九号)  
同(大石武一君外二名紹介)(第二〇二〇号)  
同(厚生事務官) 高田 正巳君  
同(児童局長) 金子 光君  
同(厚生技官) 川井 章知君  
同(衛生局長) 引地亮太郎君  
同(衛生技官) 山本 正世君

同(小西寅松君紹介)(第二〇九七号)  
同(外一件)堀川恭平君紹介(第二〇九八号)  
同(坂田英一君外一名紹介)(第二〇九九号)  
同(山本利壽君紹介)(第二一〇〇号)  
同(圓谷光樞君紹介)(第二一〇一號)  
同(土倉宗明君紹介)(第二一〇二號)  
同(小川平二君紹介)(第二一〇三號)  
同(坪内八郎君紹介)(第二一〇四號)  
同(高橋權六君紹介)(第二一〇五號)  
同(佐々木盛雄君紹介)(第二一〇六號)  
同(川野芳滿君紹介)(第二一〇七號)  
同(原彪君紹介)(第二一〇八號)  
医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案の請願外一件(平井義一君紹介)(第一九九八号)  
同(四百八十件)佐藤親弘君紹介(第二〇〇九号)  
同(外五十八件)瀧通義君紹介(第二一〇一〇号)  
同(外四十五件)小平忠君紹介(第二一〇一一号)  
同(外二件)川崎秀二君紹介(第二一〇二五号)  
同(小笠原八十美君紹介)(第二一〇二六号)  
同(外二十件)坪川信三君紹介(第二一〇二七号)  
同(外八十四件)佐々木秀世君紹介(第二一〇二八号)  
同(外八十六件)富水格五郎君紹介(第二一〇二九号)  
同(外二十九件)河野謙三君紹介(第二一〇三〇号)

同(外三件)宇野秀次郎君紹介(第二〇五九号)  
同(外二件)青野武一君紹介(第二〇七二号)  
同(外一件)川崎秀二君紹介(第二〇九号)  
同(外十三件)瀬戸山三男君紹介(第二一〇一〇号)  
同(外四件)淵上房太郎君紹介(第二一一一號)  
同(外六件)天野公義君紹介(第二一一二號)  
同(外三件)小松勇次君紹介(第二一一三號)  
同(外二件)水野彦治郎君紹介(第二一一四號)  
同(竹山祐太郎君紹介)(第二一一五号)  
同(福永健司君外一名紹介)(第二一一六号)  
同(平井義一君紹介)(第二一一七号)  
職傷病者の厚生保護対策確立に関する請願(金子與重郎君紹介)(第二一〇五号)  
生活保護法による扶助基準引上げに関する請願(金子與重郎君紹介)(第二一〇六号)  
国立都城病院病と、改築に関する請願(瀧通義君紹介)(第二一〇一六号)  
遺族援護強化に関する請願(瀧通義君紹介)(第二一〇一七号)  
同(外九件)堤ッルヨ君紹介(第二一〇五三三号)  
保健婦助産婦看護婦法の一部改正に関する請願(金子與重郎君紹介)(第二一〇九六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した事件

検査法案(内閣提出第一七四号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)(予)

看護婦制度に関する件

○松永委員長 これより会議を開きます。

まず検査法案を議題とし、前回に引き続き質疑を続行したいと存じます。砂間委員。

○砂間委員 この第三條の、検査を行う港及び検査を行う飛行場は、政令で定めるといふことになつておりますが、これなぜ政令に譲つたのですか。

○山口(正)政府委員 これは現在関係方面からの指示によりまして、入国港が指定されておりますが、近くこの法が施行されます場合に、それを変更したい、そういうふうに考えておりますので、政令に譲つて政令で定めていただくのと考えております。

○砂間委員 大体これは講和を前提としたしまして、日本に主権が回復されるというのを前提として、日本政府でつくつた新しい法律だと思つて、それが、そうであるならば、日本政府が現在適當と考ふる法律を初めから指定してつくつておいた方がよいと思つて、すが、やはり関係筋の方の指図がなけ













いましてきょうなことを十分にやつて参りたいと思つております。一昨日から開かれました全国の児童福祉大会におきましても、この憲章の普及徹底ということを議題といたしまして、特別部会を設けまして御審議がなされたようでございます。その結論がいろいろ出ておるようでありまして、その結論の趣旨に従つて、私どもも努力をいたして参りたい、かように考えております。

なおつけ加えまして、憲章の中に書いてある事柄の実現のための裏づけの予算ということにも、お触れになつたように思いますが、それは、結局政府の予算で申しますれば、各省全体の予算に關係をいたすようでございます。従いまして私どももいたしましては、自分の所管にありまして、たとえ児童福祉施設の設定費の増額をはかつて参りますとか、相談所の拡充をいたして参りますとか、いろいろ予算全体の問題といたして、その趣旨を実現するように努力をいたして参りたい、かように考えておる次第であります。

○松永委員長 それでは福田委員。ちよつと申し上げますが、平澤政務次官が、次の会合の約束の時間が来ていますから、できるだけ簡単にお願いいたします。

○福田(昌)委員 前の委員の方々から、児童福祉行政に関する予算面の地方平衡交付金制度を補助金制度にかえてもらいたいという御意見でありましたが、私もまったくその意見を持つておるものでございます。厚生省御当局側も、そういう方向に対して努力をするといふことではございまして、まつたく喜んでおるものでございますが、当面

の問題といたしまして、こういう厚生省の補助金として取扱われるというところが実現いたしますまでの過渡的段階といたしまして、今日では、この平衡交付金制度のために、児童福祉関係のいろいろな施設、また措置児童に對しては、あるいはそこで働いておられます職員、ことごとく末梢におきましては保障の待遇といたつたような面におきまして、非常に不都合な事態が現出しております。厚生省御当局の熱心な国庫補助金へのお考えのその結果を待つておれない状態に、今日はずいぶんあるのであります。従つてそれまでの過渡的段階といたしまして、厚生省御当局としては、さつそく何らかの手を打つていただかないことにおきましては、せつかく児童憲章がつけられませんが、現実にはまさに児童憲章に逆行している姿がとられていくわけでありまして、従つて、そういう具体的なことに当面の問題を救うところの厚生省御当局の措置を、私は承つておきたいと存じます。

○平澤政務委員 福田委員のお話も、現状では不満足であるから、過渡的措置をとれということではございますが、私ども厚生省といたしましては、ただいまそうしたことでは考えておりません。この予算の範囲内で、御議決を得ました範囲で、その執行を完全にして参りたい、こう考えておるのであります。今御指摘にありましたことについては、実はまだ考えておりません。

○福田(昌)委員 次官とされましては、あまり末梢にわたります第一線のこまかいことまでお考えになるには、あまりにもお仕事がたくさんおありになると思いますが、ともかくも各末梢

の機関におきましては、措置児童を目の前に置きながら、費用の關係におきまして、その措置に困つておる。また保障を十分に履き入れることができない、託児所においても非常に困つておる。またその職員も非常に手不足であつて、オーバ・ワークでからだをこわしているというのが、至るところに出ているのでございます。こういう現状をよく目をとどめられまして、ともかくもそういう第一線の、すでに麻痺を来さんとしておる状態をお考えくださいまして、児童憲章も制定されました今日でありますから、どうか厚生省御当局としては、早急にそれに対する措置をとつていただきたいというのが、私の希望でございます。

○高田政府委員 これは非常にむづかしい問題でございます。中央がどういふものか、地方が出さなければ何にもございませぬが、平衡交付金制度の本質でございますから、御承知願います。非常にむづかしい問題でございますが、私どももいたしましては、先般の国会で改正をしていただきました五十三條の二の規定——実除に最低基準を維持するに足る費用を支出しておるかどうかということの監査を強化いたしまして、なお府県当局にも十分と働きかけをいたして参る、目下のところはそれ以上には何ら手がないという状態でございます。しかしながら、いろいろな大会を通じて、あるいは關係者の熱意を通じて、地方の輿論を興して、そこへ持つて行くという大きな常道の方は残つておるわけでございますが、具体的な事務的な措置といたしましては、五十三條の二の規定を活用して、この監査を強化して行くことに

なると思ひます。

○福田(昌)委員 平衡交付金の制度のもとにおきましては、どうしても中央のお考えがそのまま功を奏さないといふことは、当然でございます。私もわかつておりますが、どうか五十三條の二の規定におきまして、できるだけ前のことを末梢機関が麻痺に陥らないのであります。

もう一つ次官にお伺い申し上げます。きょうは、今日学校に行くまでの児童を預かります施設に、託児所また幼稚園がございまして、教育委員会の關係にありまして、託児所は厚生省の管轄下にあるというふうなことで、私どももいたしましては、こういう二棟であるというところは、あまり喜ばしいことではないと思つておるのでございまして。できましたならば、こういう幼稚園に類似いたしますものも、厚生省管轄のものにいたしてこれをお扱い願いたいと思つておるのでございます。厚生省御当局はどういうお考えであるかということをお伺いいたします。

○高田政府委員 幼稚園と保育所はりくつの上から申しますと、これははつきり違つたものであります。今般の改正條文の中にも、その趣旨を明らかにするような文句を一言入れていただくようお願い申し上げておるわけでありまして、目的はつきりと異なつておりますので、違つたわけでありまして、しかしながら、その実態が往々にしてあまり違わないうように運営されておることにつきまして、私これを承知いたしております。従つて、私どものただいまの考えといたしましては、はつき

りと目的が違ひ、当然両方併立してしめるべきだと考えられますので幼稚園を厚生省の所管に持つて来るという考えは持つておりません。しかしながら、保育所の運営を、ほんとうに保育所らしいものにして行きますことによつて、実態が混同されがちであるその実情を正して行きたい、保育所は保育所としての本来の姿にあるようにしたい、その点に努力をいたして行きたいと思つております。

○福田(昌)委員 幼稚園と保育所の目的が違ふことは、おつしやるまでもありません。しかし現実におきましては、目的が違ふかもしれませんが、内容の取扱い方においては、ほとんど似たり寄つたりのことが行われております。こういう観点に立ちまして、保育所の中の運営またはいろいろな監督というものが、厚生省において非常にございであるということを申し上げても、今の姿ではこれがあるが過ぎでないと思われるのであります。従つて厚生省におきまして、こういう保育所の運営というふうなことに對しまして、一層の善処をお願い申し上げます。

○松永委員長 次に、医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引続き質疑を続行いたします。金子委員。

○金子委員 この兩法案の改正につきましても、いわゆる医療分業の問題であります。この法案はまだ正式に本委員会にかかつておりませんが、予備審査の形でありまして、政府からの提案理由の説明その他もありません。



目的を達すること、すなわち今回問題になつておられますところの医薬分業というものを、アメリカの人々の客観的な立場から見まして、当然日本において行われなければならない、こういうことを申しておるのでございます。第二の点といたしましては、薬科大学の学料課程内においては、理論的及び實際的の薬学、特に調剤投薬あるいは生物科学あるいは薬局の経営あるいは薬業の倫理ということも、十分にひとつ現在より以上にやつてもらいたいというところをございまして、まことにいづれもつともなことでございまして。第三といたしましては、医薬品を調剤投薬する者は、すべて教育、免許及び設備に關し、同等の必要條件に適合すべきこと、すなわちこれは薬局あるいは病院の薬局においてもすべて同等の設備あるいは同等の免許を必要とするということでございます。

そのほかの点といたしましては、次に調剤投薬に対しては処方箋をもつて販売せしめるようにする。次は薬事法の中に、薬事審議会が主として薬剤師をもつて組織するべきように規定すること。それから次は有資格薬剤師のみが、政府諸機関における薬事活動の取扱に關する主要地位に任命せらるべきこと申すまでもないというようなこと、あるいは模範の製薬工場をつくれというようなこと等がございまして、すなわちかくのごとく多方面にわたつての勧告があるわけでございます。従いまして、これらの勧告につきましては、一々私どもの方といたしましては検討をいたした次第でございまして、その中で今回問題になつておりますところの医薬分業に關しまする点

は、第一條、十九條、二十一條、二十四條、二十七條、三十條等がございまして、これらの点に關しましては、厚生省内部において十分検討いたしましたのでございまして、さらにこれらの点に實際に移すには、これらの点に實際に當りますところの医師、歯科医師あるいは薬剤師等の協力理解なくしては、この点の解決が困難であるというところを私どもも痛感いたしました。そうして各団体等に働きかけましたところ、各団体におきましても、いわゆる三志会なるものを組織いたしました。この問題の解決に當りますところ

は、第一條、十九條、二十一條、二十四條、二十七條、三十條等がございまして、これらの点に關しましては、厚生省内部において十分検討いたしましたのでございまして、さらにこれらの点に實際に移すには、これらの点に實際に當りますところの医師、歯科医師あるいは薬剤師等の協力理解なくしては、この点の解決が困難であるというところを私どもも痛感いたしました。そうして各団体等に働きかけましたところ、各団体におきましても、いわゆる三志会なるものを組織いたしました。この問題の解決に當りますところ

は、第一條、十九條、二十一條、二十四條、二十七條、三十條等がございまして、これらの点に關しましては、厚生省内部において十分検討いたしましたのでございまして、さらにこれらの点に實際に移すには、これらの点に實際に當りますところの医師、歯科医師あるいは薬剤師等の協力理解なくしては、この点の解決が困難であるというところを私どもも痛感いたしました。そうして各団体等に働きかけましたところ、各団体におきましても、いわゆる三志会なるものを組織いたしました。この問題の解決に當りますところ

意味で、先ほど来お話のございました審議会両調査会が設けられた次第でございまして、

なほそのほかの点につきましては、たとえば教育の点あるいは薬事審議会の点。教育の点につきましては、四條から十六條及び四十三條、四十四條でございまして、この点につきましては、文部省と十分連絡し、また教育審議会で勧告の線を生かしますように私どもも協力し、努力いたしている次第でございます。

なほそのほかの点につきましては、たとえば教育の点あるいは薬事審議会の点。教育の点につきましては、四條から十六條及び四十三條、四十四條でございまして、この点につきましては、文部省と十分連絡し、また教育審議会で勧告の線を生かしますように私どもも協力し、努力いたしている次第でございます。

でございますが、また国民医薬品集につきましては、全面的に改正すべく目下検討中でございます。なお製造に關しまする監視、すなわち医薬品その他衛生資材の純度を確保いたしますため、監視員の増員を本年度の予算に盛つておる次第でございまして。

以上を通り、この勧告書にございまして各條項ごとに私どもの方といたしましては慎重に検討いたしました。とるべき点は十分取上げておるつもりでございます。今日最も期待をいたしたいと思つておりますところの医薬分業の問題が、この久下政府委員、アメリカ薬劑使節団の報告にございまして、医務局の意見をまとめてございまして、お尋ねの御趣旨は、この勧告書のうち、医薬分業に關する勧告の分についてのお話であるかと存じます。前回にも申し上げました通り、私どももいたしましては、この勧告を受けまして、今薬務局長から申し上げました通り、長年の懸案の問題でもございまして、また原則的、基本的な方針といたしましては、すでに明治の初年から政府が方針を明示しておまじやうないきさつもありましたので、緊急に問題の可否を決定する必要があると感じまして、ただいま薬務局長から御説明申し上げたようないきさつも出ておるのであります。私どももいたしましては、医務局長は医療調査会の委員として会議に出席しておられますし、私もその代理として、あ

以上を通り、この勧告書にございまして各條項ごとに私どもの方といたしましては慎重に検討いたしました。とるべき点は十分取上げておるつもりでございます。今日最も期待をいたしたいと思つておりますところの医薬分業の問題が、この久下政府委員、アメリカ薬劑使節団の報告にございまして、医務局の意見をまとめてございまして、お尋ねの御趣旨は、この勧告書のうち、医薬分業に關する勧告の分についてのお話であるかと存じます。前回にも申し上げました通り、私どももいたしましては、この勧告を受けまして、今薬務局長から申し上げました通り、長年の懸案の問題でもございまして、また原則的、基本的な方針といたしましては、すでに明治の初年から政府が方針を明示しておまじやうないきさつもありましたので、緊急に問題の可否を決定する必要があると感じまして、ただいま薬務局長から御説明申し上げたようないきさつも出ておるのであります。私どももいたしましては、医務局長は医療調査会の委員として会議に出席しておられますし、私もその代理として、あ

ては、この医薬分業の問題に關しましては、今申したようないきさつから、ただ単に答申がออกมาしてから、あわてて意見を答申がออกมาするまでの間に医療調査会の委員として発言もし、またその発言をいたしましたためにいろいろ基礎的な調査等もいたしたりしております。及ばずながら努力はいたして参つたつもりでございます。

○九山委員 アメリカの使節団の薬事勧告書に關する薬務局長の御答弁で、医薬分業に關する部分については、簡々御実行になつておることであると考へますが、私が先ほどお伺いをいたしましたのは、私告書の中にあります分業に關する問題についてだけではない、もちろん全體に對してわが國に適用して益ありと思われれるものについては、もうすでに実行に移されたということをお伺いして、はなはだ喜んでおる次第であります。分業に關する問題は、これを実行に移す、やはりこの分業に關する問題はたくさんありますから、それに部分についても、実行に移す面について、相當の御努力があつたのではないかと、かように考へます。しかし先般申し上げましたように、何ら分業の可否に對しては、厚生省としては成案を持つておらない、原則としては、この前も御答弁がございましたが、この前森本總務課長の御答弁で、厚生省では分業に對してはやつた方が可であるか不可であるかということについては、調査会の意見を聞いてからきめるということが、確かにあつたと思つておられます。そうしますと、調査会の答申というものが二月二十八日に出て、今度の法律の改正案の

ては、この医薬分業の問題に關しましては、今申したようないきさつから、ただ単に答申がออกมาしてから、あわてて意見を答申がออกมาするまでの間に医療調査会の委員として発言もし、またその発言をいたしましたためにいろいろ基礎的な調査等もいたしたりしております。及ばずながら努力はいたして参つたつもりでございます。

政府案の提出までは非常に日が短かい、しかるにその基礎となつておつたところの勅告書の分業に関する問題だけが、提示せられてから、それまでかまわずにおつたわけではないかもしれないが、政府が何らこれを実行に移そうというような熱意を示されなかつた期間というものが非常に長かつた。これは私は実は非常におかしいと考えております。おかしいという意味は、その間の調査がそれほどむずかしいものであるならば、臨時医業制度調査会の報告が出た場合に、その報告の内容を御検討になるにも、よほど慎重な態度をもつて法律案の提出がせられなければならぬと考えるのに、急遽これを出されたということに対して疑問を持つておるために、申し上げたのであります。そういう意味で申し上げたということをお含み願いたいと思つております。先ほど業務局長の御答弁で、非常に広汎なものであつて、翻訳にたいへん時間がかかつたと申されましたが、その翻訳はどこでなさいましたか。

○慶松政府委員 厚生省渉外課において翻訳いたしました。

○丸山委員 実はこの、私の手元を持つておりますものは、薬剤師協会からの御寄附によるところの印刷でありますが、厚生大臣官房齋田晃氏の名前で、九月十三日にサマス准将から渡されました文書に対して、齋田渉外課長は九月十五日「わずかにその後二日間に『全文の邦訳を添付する』と書いてある。齋田課長は二日間でこれを翻訳して、これを添付して提出せられておるのであります。それをさらに、別な機関であるかと考えておつたが、同じ渉外課において非常に時間が

かかつたというお話でございますが、これはこの印刷の誤りでございませうかどうでございませうか、その点を明瞭にしていた方がいいと思つております。

○慶松政府委員 これはここにはこう書いてございませうが、私どもの記憶いたしますところでは、翻訳は九月の十五日には、明らかにできておりません。従いまして、実際の訳ができたのは、私の考えでは十月に入つてからだつたと記憶いたしております。

○丸山委員 そうするとその齋田渉外課長から示されました文書の写しは、どうでございますか。私の手元に参つております印刷物には、さように書いてございませう。

○慶松政府委員 これはいづれ調査してお示しいたすことができると思つております。

○丸山委員 本日はただ概括的なことだけお伺いしておいて、詳しいことは次会に譲ります。

○松谷委員 時間の都合がございませうので、質疑は次にまわさせていただきます。資料のお願いだけいたしたいと思つております。

委員長にお願いいたしますが、会期も大分迫つて参りましたので、本委員会でも公聴会その他ということ、時間的にもむずかしからうと思つて、幸いに参議院の方で本問題について公聴会をなされたいということ承つておりますので、できますならば、本委員会でも参議院の公聴会の速記を資料にさせていただきますと思つて、委員長のお考えはいかがでございませうか。よろしければ、ひとつそれを御

配付の手続をとつていただきたいと思います。

○松永委員長 速記録は参議院の分も衆議院に配付になつておりますが、時間が遅れますので、何とか便法を講じまして、入手できるような方法を相談いたしてみます。

委員会は明後二十一日午後一時より開会することとし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時二十七分散会

〔参照〕  
検査法案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所